

ねたきり高齢者及び認知症高齢者介護慰労金異動届

年 月 日

富士河口湖町長 殿

申請者（介護者）

・住所 南都留郡富士河口湖町

・氏名 (印)

・対象高齢者との続柄 ( )

・電話番号

介護慰労金支給要綱第7条の規定により、下記のとおり届出いたします。

対象 高齢者	住所	旧 南都留郡富士河口湖町	性別	男・女
		新 南都留郡富士河口湖町		
氏名	旧	生年月日	大・昭	年 月 日
	新			
介護者	住所	旧 南都留郡富士河口湖町	性別	男・女
		新 南都留郡富士河口湖町		
氏名	旧	生年月日	大・昭	年 月 日
	新			
受給資格 が異動し た理由	(1) 被介護者が死亡した (2) 第3条の規定する要件を備えなくなったとき (3) 慰労金の支給を辞退したとき (4) 住所又は氏名を変更したとき (5) 受給者が変更になったとき			
理由が発 生した年 月日	年 月 日			

※ 受給資格の消滅に該当する場合は、対象高齢者及び介護者の欄については、旧の欄に記入し、新の欄には記入する必要はありません。